

国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則の改正部分の対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則</p> <p>平成16年4月1日<br/>規則第15号<br/>改正 平成19年3月23日規則第6号<br/>(略)</p> <p>平成27年2月3日規則第3号<br/><u>令和元年7月30日規則第27号</u></p> <p>(略)</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第5条 学長候補者の選考の方法は、<u>原則として、推薦、意向調査及び面接等</u>によって行う。</p> <p>2 学長選考会議は、学長候補者を選考するときは、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。<br/>(学長候補者の推薦)</p> <p>第6条 学長選考会議は、<u>次条に定める推薦資格者から推薦された者</u>を学長候補の選考対象者とする。<u>ただし、自薦は認めない。</u></p> <p><u>2 推薦は、推薦資格者5人の連署による推薦を必要とする。ただし、次条第1項第1号及び第2号に掲げる者に限り、1人で推薦することができる。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、学長候補者の推薦手続に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(推薦書等の提出)</p> <p>第8条 <u>学長候補者を推薦する者は、被推薦者の同意を得た上で、別に定める様式による、学長候補者推薦書、学長候補者調書、主要業績及び所信表明書(以下「推薦書等」という。)を提出するものとする。なお、複数の推薦を受けた被推薦者は、推薦書等を一本化することが望ましい。ただし、所信表明書の提出は任意とする。</u></p> <p>2 学長選考会議は、<u>推薦書等が適正に作成されている者</u>を第1次学長候補者とし、提出された<u>推薦書等</u>を公表する。</p> <p>(略)</p> <p>(第2次学長候補者の選出)</p> <p>第10条 学長選考会議は、第1次学長候補者のうちから、意向調査の実施結果及び<u>推薦書等</u>を参考に、第2次学長候補者を3名選出するものとする。ただし、第1次学長候補者が3名に満たないときは、当該候補者の数とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(最終学長候補者の選考)</p> | <p>国立大学法人鳴門教育大学学長選考等規則</p> <p>平成16年4月1日<br/>規則第15号<br/>改正 平成19年3月23日規則第6号<br/>(略)</p> <p>平成27年2月3日規則第3号</p> <p>(略)</p> <p>(選考の方法)</p> <p>第5条 学長候補者の選考の方法は、推薦、意向調査及び面接等によって行う。</p> <p>2 学長選考会議は、学長候補者を選考するときは、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。<br/>(学長候補者の推薦)</p> <p>第6条 学長選考会議は、<u>次の各号に掲げる者</u>を学長候補の選考対象者とする。<br/><u>(1) 学長選考会議から推薦された者</u><br/><u>(2) 次条に定める推薦資格者から推薦された者。ただし、推薦資格者5人の連署による推薦を必要とする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、学長候補者の推薦手続に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(所信等の提出)</p> <p>第8条 <u>学長選考会議は、第6条第1項各号に掲げる者に対し、学長となることの意志を確認するとともに、別に定める様式による学長候補者調書、主要業績及び所信表明書(以下「所信等」という。)の提出を求める。</u></p> <p>2 学長選考会議は、<u>所信等の提出に応じた者</u>を第1次学長候補者とし、提出された<u>所信等</u>を公表する。</p> <p>(略)</p> <p>(第2次学長候補者の選出)</p> <p>第10条 学長選考会議は、第1次学長候補者のうちから、意向調査の実施結果及び<u>所信等</u>を参考に、第2次学長候補者を3名選出するものとする。ただし、第1次学長候補者が3名に満たないときは、当該候補者の数とする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(最終学長候補者の選考)</p> |

第12条 学長選考会議は、第2次学長候補者のうちから、面接等の結果及び推薦書等を総合的に判断し、合議により最終学長候補者を選考する。

(略)

(学長候補者がいない場合)

第15条 第6条に基づく学長候補の選考対象者及び第8条第2項に規定する第1次学長候補者がいない場合は、学長選考会議が学長候補者の選考を行う。

(最終学長候補者の報告等)

第16条 学長選考会議は、最終学長候補者から学長就任の承諾を得たときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。

(学長の任期)

第17条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることはできない。

(学長再任の審査)

第18条 学長選考会議は、第8条第2項に掲げる者が、現学長1人であった場合は、次の各項に定める当該学長の再任の審査を行う。

2 学長選考会議は、学長の再任の審査に当たり、推薦書等の審査及び当該学長と面接を行った上で、これらの結果に基づき、当該学長の再任の可否を決定するものとする。

3 学長選考会議は、前項の結果を踏まえ、合議により当該学長の再任の可否を決定する。ただし、合議が成立しなかった場合は、出席した委員の過半数の同意をもって再任の可否を決定する。

4 学長選考会議は、学長の再任を可と決定した場合は、速やかに学長選考会議において選出された複数の者が学長就任の交渉を行い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。

5 学長選考会議は、学長の再任を否と決定した場合、学長が再任を辞退した場合及び学長に就任することができなくなった場合は、あらためて学長候補者の選考を行うものとする。

(学長の解任)

第19条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるとき、又は、職務の遂行が適当でないため国立大学法人鳴門教育大学の業務の実績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でない認めるときは、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(学長解任決議の報告等)

第20条 学長選考会議は、学長解任を決議したときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(臨時措置)

第21条 学長選考の実施に当たり、この規則により難い事態が発生した場合は、その都度学長選考会議が定める。

(実施細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

第12条 学長選考会議は、第2次学長候補者のうちから、面接等の結果及び所信等を総合的に判断し、合議により最終学長候補者を選考する。

(略)

(最終学長候補者の報告等)

第15条 学長選考会議は、最終学長候補者から学長就任の承諾を得たときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、次期学長の任命を文部科学大臣に申し出るものとする。

(学長の任期)

第16条 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることはできない。

(学長の解任)

第17条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学長たるに適しないと認めるとき、又は、職務の遂行が適当でないため国立大学法人鳴門教育大学の業務の実績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でない認めるときは、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(学長解任決議の報告等)

第18条 学長選考会議は、学長解任を決議したときは、速やかに役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告及び公表するとともに、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(実施細則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(略)

(略)

附 則

この規則は、令和元年7月30日から施行する。